

障がい者委託訓練提案の参加資格

次に掲げる条件を全て満たした事業者とします。

- 1 受託希望の訓練科を県内で実施できること。
- 2 受託希望の訓練科に対する就職支援の体制を有しており、訓練生に求人情報の提供ができること。(在職者訓練コースは除く)
- 3 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、訓練を実施するうえで必要となる教室、設備及び備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には次の要件を全て満たしていること。
 - (1) 施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練実施場所ごとに配置でき、また、訓練生の受講状況等の問い合わせ等に常時対応する窓口となる事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。
 - (2) 施設等に危険性や衛生面での問題が認められないこと。
 - (3) 身体障がい者を対象とした訓練の場合、施設及び施設周りがバリアフリーであること。
 - (4) 教室の面積は、訓練受講者1人当たり1.65㎡以上であること。
 - (5) 教室は全面禁煙及び冷暖房完備であること。また、自習用教室及び休憩室を確保する場合も同様であること。
 - (6) カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれている場合は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア パソコンは1人1台の割合で設置されていること。
 - イ パソコンはクラスの全員が同じ条件で使えるよう、機器、仕様等を統一し、訓練が円滑に行われるよう十分に整備されていること。
 - ウ ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。また、技術革新の進展に適切に対応した十分に新しいものを使用するものであること。また、情報通信関連分野の訓練の場合は、以下の要件も併せて満たすこと。
 - エ 訓練担当者は、指導内容に精通しており指導者としてふさわしい者であること。具体的には、情報通信関連の訓練と関係の深い内容についての指導経験があり、IT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上あること。
- 4 本県域内に事業所を有する者にあつては、熊本県税に係る徴収金を完納していること。

本県域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

- 5 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
- (1) 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明し処分を通知した日から3年を経過していない者
 - (2) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先事業者とすることが相応しくないと県が判断した者
 - (3) 偽りの他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者又は就職状況調査において不正受給をした者であって、不正行為に係る処分を通知した日から3年を経過していない者
 - (4) その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと県が判断した者
- 6 委託訓練受託希望機関又はその役員若しくは使用人が次のいずれの事項にも該当しない者であること。
- (1) 委託訓練受託希望機関が熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
 - (2) 委託訓練受託希望機関の役員又は使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ）が、委託訓練受託希望機関若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の威力を利用したと認められる者
 - (3) 委託訓練受託希望機関の役員又は使用人が委託訓練受託希望機関の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、法第2条第6号に規定する暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められる者
- 7 個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な管理を行うことができる者であること。具体的には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき適切な管理ができる者
- 8 介護分野の訓練を提案する場合は、提案書提出時までに介護職員初任者研修事業者として熊本県（※）に指定されていること。また、提案したコースの受講者の募集を開始する日の30日前までに熊本県（※）に提出した介護職員初任者研修事業実施計画届出書及び添付書類の写しを、熊本県立高等技術専門校からの指示に基づき提出すること。
- （※ 熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課）